

## フグ処理者の認定基準に関する検討会 開催要領

平成 31 年 4 月 22 日  
厚生労働省医薬・生活衛生局

### 1. 趣旨

フグの処理については、食品衛生法に基づき、「フグの衛生確保について」(昭和 58 年 12 月 2 日付け環乳第 59 号。厚生省環境衛生局長及び乳肉衛生課長通知)により、「有毒部位の確実な除去等ができる」と都道府県知事等が認める者(以下「フグ処理者」という。)に限って行うこととしており、都道府県等では、厚生労働省の通知に基づき、条例等によりフグに係る規制を定め、運用している。

しかしながら、フグ処理者を認めるための講習会の受講や試験の受験等の手続き、これらの受講又は受験の要件、必要な知識や技術が都道府県等により異なっているため都道府県等間のフグ処理者の資格の受入が進んでいない。さらに、輸出にあたり、国の関与がなく、都道府県等ごとに異なる制度のため輸出先国の理解が得られない場合がある。

このため、制度的には国の関与を明確にし、フグ処理者の技術水準の全国的な平準化を図る必要がある。

具体的には、「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 46 号)が公布されたことを受け、フグの処理を行う施設について、省令で定める要件の検討が進められているところであり、あわせてフグ処理者を認定する際の認定基準も整理する必要がある。

これらの制度の詳細の検討に当たっては、フグの鑑別・除毒処理に関する専門的な知見や現行制度を運用している地方自治体の知見、さらには関係事業者など利害関係者の意見を聴取しつつ、実効性のある仕組みとする必要がある。

以上のことから、「フグ処理者の認定基準に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

### 2. 検討事項

- (1) フグ処理者になるための講習会の受講又は試験の受験の資格
- (2) フグ処理者を認定する際に求める要件

### 3. 検討会の構成及び運営

- (1) 検討会は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官が構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の構成員は、学識経験者、地方行政担当者、食品事業者団体等とする。

- (3) 検討会は必要に応じ、関係省庁の職員及び有識者の出席をその都度求めることができる。
- (4) 検討会には、座長を置き、構成員の互選により定める。
- (5) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (6) 構成員は検討会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (7) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課において行う。
- (8) 検討会は特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開とする。